

第15回「みんなで創る自治基本条例町民会議」 委員事前意見取りまとめ結果

テーマ⑥： コミュニティ・協働について（上段：条文に盛り込みたい内容や考え方等 下段：理由等）

コミュニティ・協働（上段：条文に盛り込みたい内容や考え方等 下段：理由等）

<協働>

- ・（協働の推進）町民、議会及び行政は、地域の課題を解決し、豊かなまちづくりを実現するため、協働の推進をする。
- ・（協働の定義）町民、議会及び行政は、共通の目的を実現するため、協力して共に働くことをいう。

<コミュニティ>

- ・（コミュニティの定義）コミュニティとは、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら町民が主体性を持って活動をする団体
- ・（町民の役割）（議会の役割）（行政の役割）などを明確化する。
- ・（地域自治区）町民にとって身近である地域自治区を設置し、地域自治区に地域協議会を置く。
町長は、地域協議会の構成員を選任するために、選任手続等の条例を定めてはどうか。

<協働>

町民・議会・行政の目的はより良い町にすることであり、協働と言うことばの捉え方が個人個人違うので、町民・議会・行政が基本的な考えをお互い持つことで現場の混乱を防ぎ、お互いの不信を取り除くためにも、「協働の推進」「協働の定義」と2つに分け、明確な位置づけをする。

<コミュニティ>

町民・議会・行政の役割を明確化することで、町内会、町民活動団体などの思いをまとめ、問題を解決するために地域のまとまりが必要と思う。

<協働>

参加、協働には、選挙、審議会、自治会などがあるが、参加に熱心なのは一部であり、町民全体としては参加に対する意識が希薄であるように思う。町づくりには、行政と共に自ら積極的に参加意識を持てるようにしたい。

<コミュニティ>

住み良い町づくりの原点は、より身近なコミュニティから始まる。少子高齢化の進む今、一層の地域社会が支えあう連帯感を高める必要性を痛感する。共に汗をかき、成果を共有できるような簡潔なる条文を加えたい。

<協働>

- ・町民、町議会、行政は地域社会の課題の解決のため協働を推進する。
- ・行政は、町民との協働を推進するため必要な制度の整備に努め、自主的活動を尊重する。
- ・町民、町議会、行政は協働の考え方、相互の役割分担を明らかにし、相互理解、信頼関係を築くことに努める。

<コミュニティ>

町民は、地域社会を担うコミュニティに積極的に参加し、その活動を守り育てるように努めます。

<協働>

近江八幡市に倣い、最初に「町民及び町は…協働のまちづくりを進めるよう努めます」と規定。次項で「町は協働のまちづくりを推進するに当たり町民の自発的活動を支援」「町民の自主性を損なわないよう配慮」「公共的課題の解決や公共的サービスの提供について多様な主体がその担い手になれるよう適切な処置を講じる」

<コミュニティ>

特に規定しない。又は簡素に。

<コミュニティ>

合併などを経ていないので、町内会を越えて自治区などを設定する必要を感じない。従って、あえてコミュニティを定義しなくても良いと考えるが、最小限の規定を行うの也可。

<協働>

誰もが参画できるものは協働で行う。

<コミュニティ>

自治会活動などの住民活動はコミュニティの場である。

<協働>

強制や決め事に「協働」は使うべきではない。

<コミュニティ>

自治会の組織ことが「コミュニティ」の原点としたい。

<協働>

行政が主導である形がいい。

<コミュニティ>

自治会単位で十分でないか。

<協働>

- ・行政がすべきことに限界が来ているとは思えない。
- ・町職員は、一町民として市民活動を推進すべきではないか。

<コミュニティ>

新たなものを作っても、維持していくのは大変なことではないか。

<協働>

- ・協働の定義を明確にする。
- ・「共通の目標の実現」のために。

<コミュニティ>

- ・地域自治区及び地域協議会の制定、設立

<協働>

- ・「協働」に対する考え方、イメージが個々に異なり、多様化している。
- ・地域運営の仕組みが時代に適合していない。財政等経営資源の限界。担い手不足、高齢化。これからの地域社会は町民（活動団体等）と行政が共に公共を担っていかなければならない。

<コミュニティ>

- ・地域社会の総体意思をまとめる。
- ・様々な課題を共有し、解決に向け町民が主体的に行動する仕組み。

<協働>

- ・町民、議会、行政の3者が協働の主体になることの明示
- ・協働の考え方、相互の役割分担を明らかにした上で取組むべきこと。
- ・議会及び行政は、町民の自主、自立の活動を自主性を損なわないよう配慮し、又尊重し、支援、協力すること。

<コミュニティ>

- ・コミュニティの定義
- ・議会・行政は自主性、自立性を尊重すること。
- ・コミュニティ、議会、行政の役割と基本姿勢
- ・町民が積極的に行動すること。

<協働>

協働はまちづくりの基本原則に掲げられており、今迄は、公共的課題の解決の際「行政が町民を下請け的に使う」という考え方が強かったが、そうではなく、対等なパートナーとして、考え方、役割分担を話し合い、相互理解と信頼の上に立って進めることが必要であり重要でありそのためには、それぞれの役割を明らかにするとともに自主性、自立性の尊重し財政的な支援も含め情報の収集と提供、相談、技術的な支援等自主性を損なわないよう配慮しながら行なうことが大切である。

<コミュニティ>

コミュニティを明らかにするため、定義するとともに、町民の積極的な参加と行動が必要なこと、議会・行政の規範姿勢（自主性、自立性の尊重及び支援）を明らかにすることが、住民自治の確立に必要なことである。

<協働>

（協働によるまちづくり）

- ・町民等、町及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働による町づくりを行う。
- ・町は、主体的に活動する町民の自主性及び自立性を尊重するとともに、具体的な制度の整備等、必要な支援を行う。

<コミュニティ>

- ・町民は、コミュニティの参加を通じ、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動する。
- ・地域自治会との連携を蜜とし、身近な地域課題や意見の解決を積極的に町民が自ら考え行動する。
- ・人材育成
自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。

<協働>

協働の持つ意味を、町民にしっかり理解してもらうことの大切さが必要

<コミュニティ>

- ・人材育成は、地域課題を解決するために必要。
- ・私たちの町の全町自治会組織を、今以上にコミュニティ（自主性）を認め、課題解決を行政と一緒に行動することが一層必要と思う。

<協働>

上越方式

・町民、議会及び町長は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。
 ・議会及び町長は、町民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

<コミュニティ>

上越方式

・町民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として共通の目的を持ち、地域に関わりながら活動する町民の団体をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。
 ・議会及び町長は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。

<協働>

協働を町民の権利として位置づけてこそ、自治の主体間「それぞれの立場や特性を対等なものとして尊重し、公共的な目的を果たすために協力してともに働くこと」ができると考える。

<コミュニティ>

住民自治の基礎的な単位として、町民生活のうえで重要な役割を担うだけでなく、参加や協働の主体としての役割が今後ますます期待されていくものと考えていることから、その定義を明らかにしたうえで、町民、議会、町長の関わり方を規定する必要がある。

<協働>

住民、議会、行政が、お互いの信頼関係に基づき、役割と責任を持って、対等の立場で地域社会の課題の解決と発展のために協力して取り組む事を言う。

<コミュニティ>

上越市を参考とする

<協働>

住民、議会、行政、それぞれが互いに補完しつつ地域の発展に寄与すべきと思う

<コミュニティ>

「地域自治区」「地域協議会」などの組織作りを自治条例で定め、住民が自治に関わり、参加する仕組みを整える必要があるのではないかと。

<協働>

「協働」と言う言葉を使わずに、「行政は、町民活動をサポートします」とか
 「町民と行政と一緒にまちづくりを行います」とか
 分かりづらい言葉は使わない方法もあると思う。

<協働>

こういった言葉を総括して「協働」ということなのであろうが、「協働」を使う事でイメージ付きづらい事になるなら、「協働」を無理して使う必要ないと思う。
 使わなければ、「協働」の条例を省ける？

<協働>

「社会インフラ」… ほぼ全員に関わるモノ
 「選択が可能なモノ」… 個々人が利用するか、しないか？を選択出来るモノ
 を整理し、その中で、誰と誰が、どの部分を、どのように分担するか？の整理が必要
 かつ、どのようにしての部分は、色んな状況を見て、やり方をシフト出来るように、メニューの整理が必要。

<コミュニティ>

現代の社会は、色んな便利なモノが有るために、多くの「関係無いこと」を造ることになった。
 けれど、結局、同じ空気を吸い、同じトコロに住んでいるということには変わり（≒換わり）が無い。
 「かわりに、やってもらっている」の意識を、どう持つか？によって、風情も変わって来る。
 如何に、関わりが有るのか？を、感じられる場面を創る。

<協働>

今回の会議で解かった？のですが、意思決定の現場を「参加」、それを具体的にしてい行く過程を「協働」という区分なのでね。
 たぶん、形を整えると共に、色んな考え方も変えていかなければイケない様です。
 今までの、悪く言って「おカネを付けて、丸投げ！」で業者にやらせてもらうということは、出来ない！
 それは「予算が無い」という理由だけではなく、社会のシステム（分担の地図）も変えて行かなければならないことと考える。

<コミュニティ>

それぞれが知っていなければ出来ないこと、知っている必要の無いことがある。
 また、いままでは、意思決定の現場（参加）と、それをカタチにする現場（協働）の役割分担が、固定されていた。
 それを分離するのも、1つの手ではあるが、まずは「アタマの切り替え」が必要と思われる。まずは、そこから積み上げていかなければならない。

<協働>

- ・町民、議会及び行政は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努める。
 - ・行政は、町民との協働を推進するために必要な制度の整備に努める。
- ※協働の定義もあった方が良いでしょう。

<コミュニティ>

- ・コミュニティの定義
- ・コミュニティの役割
- ・コミュニティにおける町民の役割
- ・ “ ” 行政の役割

<協働>

- ・八雲町の内容を意見として出しているのですが、他の自治体と比べて一番分かりやすいと感じました。

<コミュニティ>

- ・理由は、上で述べたものと同じ内容です。

<協働>

（協働の推進）

第〇条 町及び議会は、町民の活動の自主性と自立性を尊重しながら、協働を推進します。

<コミュニティ>

（コミュニティとの連携）

第〇条 町民、町及び議会は、コミュニティがまちづくりや地域課題の解決などに重要な役割を担うことを認識し、まちづくりにあたってはお互いに協力し合い、よりよいまちをつくれます。

2 町は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その公益的な活動を支援することができます。

（地域コミュニティの推進）

第〇条 まちづくりの基本となる地域コミュニティは、「地域の人が奏でる協奏曲」を主眼に、地域の多様なニーズに自主的かつ主体的に取組み、絆を深め、町や議会と情報を共有し、連携して安心して持続可能な地域づくりを進めます。

<協働>

先の“用語の定義”の草案において協働を「町民、議会及び行政が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力すること」と規定しているため、協働に関する規定はシンプルで良い。

基本原則なので規定すること自体は必要だと考える。

<コミュニティ>

“コミュニティ”は広義として多くの団体を想定。「公益的」な活動を支援「することができる。」と規定したのは、支援するのはあくまで公益的な活動に限ることと、支援しなくても活動していただく場面を想定して「できる」規定とした。

“地域コミュニティ”は自治会等を想定。基本理念的な規定とした。「自主的かつ主体的」が最高理想型。「地域の人が奏でる協奏曲」は普遍で使用できる美幌町地域コミュニティの基調。協奏曲は個性有る全ての音色で構成されるもので、一部(独奏)の個性ではなりたない。全ての町民がコミュニティを構成し、育てるもの。